

加須市地域公共交通計画 改定の概要

令和8年度第1回 加須市地域公共交通協議会議において、加須市地域公共交通計画の計画期間を1年間延長することが承認されました。これに伴い、同計画を改定をするものです。

①計画期間の変更

計画内で示される計画期間を1年間延長するものです。

- ・P2 序-4 計画の期間
- ・P59 3-2 取組み施策
- ・P67 3-4 計画の進捗管理

各表中の計画期間：令和8年度まで⇒令和9年度まで

②目標年度の変更

計画の最終年度を令和8年度から令和9年度まで1年延期します。

なお、目標値については、令和8年度の数値を維持するものです。

- ・P66 3-3 計画の達成状況の評価

目標年度：令和8年度⇒令和9年度

③地域公共交通確保維持事業における位置付け

議事1で承認された「令和9年10月からのデマンド型乗合タクシーのエリア統合による運行」について、引き続き「地域公共交通確保維持事業補助金」を活用して実施することであることを計画内に位置付けます。

- ・P58-1 3-1-4 デマンド型乗合タクシーの運行区域等の見直し及び地域公共交通確保維持事業における位置付け（新設）

①計画期間の変更

序-4 計画の期間

令和4年度～令和9年度を計画期間とし、上位計画である第2次加須市総合振興計画と整合を図りながら事業に取り組み、令和10年度に評価を実施することとします。計画期間と評価を実施する年度のうち、令和4年度～令和6年度を短期、令和7年度～令和9年度を中期とします。また、持続可能な地域公共交通体系の実現のためには長期的な取り組みが必要となるため、令和10年度から令和12年度を長期とし、施策毎に実施スケジュールを設定します。なお、運行開始後、利用実態等について1年ごとに検討し適宜改善を行い、中期の最終年度である令和9年度を目途とした目標達成状況の評価により、事業全般を通じた改善を図るものとします。

■計画期間のイメージ

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
加須市地域公共交通計画		策定年度	短期			中期			長期				
			計画期間									次期計画	
			短期・中期における目標達成状況評価										
(参考) 第2次加須市 総合振興計画	基本構想												
	基本計画	前期基本計画					後期基本計画						
	総合戦略	第2次					第3次						

3-2 取組み施策

本計画の方針に基づき、今後取り組んでいく施策及び実施スケジュール、実施主体を以下に示します。

また、個別の取組み施策の内容の詳細について、次頁以降に示します。

表 取組み施策一覧

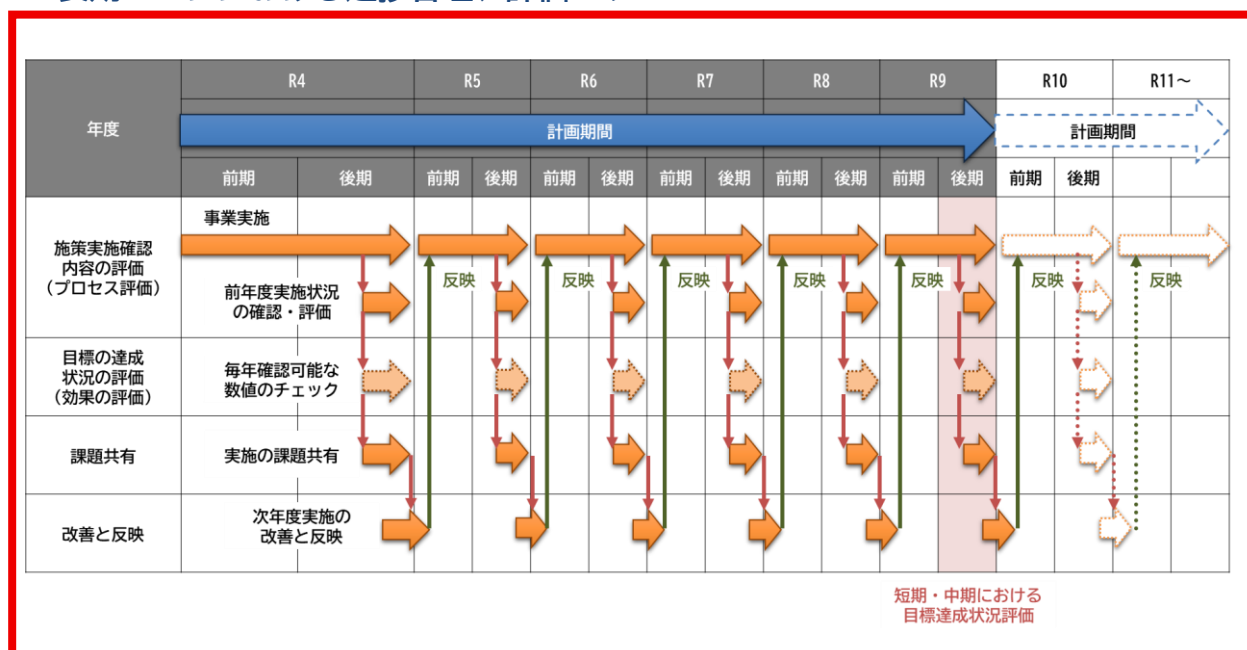
基本施策	事業	実施主体	実施期間									
			R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
			短期			中期			長期			
			計画期間 計画期間									
施策1 コミュニティバスに係る見直し	施策1-1 デマンド型乗合タクシーの運行体制の見直し	加須市協議会	R4年1月～実施									
	施策1-2 デマンド型乗合タクシーの予約システムの見直し	加須市協議会	R4年度実施									
	施策1-3 シャトルバスの運行ルートの見直し	加須市協議会	R4年1月～実施									
	施策1-4 循環バスの運行ルートの見直し	加須市協議会	R4年6月～実施									
施策2 鉄道に係る改善	施策2-1 鉄道に係る改善（輸送力増強、バリアフリー化）	鉄道事業者	継続的に要望活動を実施									
施策3 モビリティ・マネジメントによる公共交通利用促進	施策3-1 市HP、広報紙への情報掲載等によるPR	加須市	R4年度から随時実施									
	施策3-2 利用啓発活動の実施	加須市バス事業者 市民	R4年度から随時実施									
	施策3-3 公共交通マップ・総合時刻表の作成	加須市協議会	R4年度実施									
施策4 新たな交通モード、新技術の導入検討	施策4-1 情報オープンデータ化、Maas等の導入検討	加須市各交通事業者	検討									
	施策4-2 新たなモビリティ・技術の導入検討	加須市各交通事業者	検討									

3-4 計画の進捗管理

本計画は、計画策定（Plan）、施策・事業の実施（Do）、進捗管理・評価（Check）、見直し・改善（Action）を繰り返す、PDCA サイクルの考え方により推進していきますが、この PDCA の実践にあたっては、実施する時期、実施主体、実施する内容（何をチェックして改善していくのか）を明確にして進めることが成功の鍵となります。

以下に示すとおり、長期スパン及び年間単位において計画の進捗管理、評価の実践を次年度以降に行っていきます。

<長期スパンにおける進捗管理、評価スケジュール>



②目標年度の変更

3-3 計画の達成状況の評価

本計画の目標の達成状況进行评估するため、以下のように評価指標及び目標値を設定します。
 なお、計画期間における達成状況を令和 9 年度に評価することを想定しているため、令和 8 年度実績値を評価対象とします。

表 評価指標と目標値

計画目標	項目		現状値		短期・中期における目標値
			R1	R2	R9
目標 1 地域公共交通 利用者数の増加	コミュニティバス	1 日当たり平均利用者数 (デマンド型乗合タクシー、 シャトルバス、循環バスの合計)	201 人/日	153 人/日	270 人/日以上
	デマンド 型乗合 タクシー	登録者数 (累計)	15,507 人	15,903 人	18,500 人以上
	鉄道	1 日当たり平均乗降客数 (市内 4 駅の合計)	27,078 人/日	-	28,000 人/日
	路線バス	1 日当たり平均利用者数 (市内全路線の合計)	1,525 人/日	1,393 人/日	1,500 人/日
目標 2 地域公共交通 収支率の増加	コミュニティバス	収支率 (デマンド型乗合タクシー、 シャトルバス、循環バスの合計。 ただし、収入に国庫補助金を含む)	19.4 %	16.1 %	現状維持
目標 3 地域公共交通 利用促進の実施	利用促進事業の年間実施件数		-	-	5 事業

③地域公共交通確保維持事業における位置付け

3-1-4 デマンド型乗合タクシーの運行区域等の見直し及び地域公共交通確保維持事業における位置付け

デマンド型乗合タクシーは、鉄道、路線バス及びシャトルバスを補完し、市内各地域における通院、買物その他の日常生活に必要な移動を支える交通手段として、引き続き本市の地域公共交通ネットワークに位置付けます。

令和9年10月から、北エリアをはじめとする利用者の利便性の向上を図るため、北エリア及び中エリアという地域区分は維持しつつ、北・中エリア間をより利用しやすくするために利用範囲を拡大し、乗り継ぎ制限の見直しを行います。

具体的には、北エリアと中エリアを一体的な運行区域として取り扱うことにより、両エリア間を乗り継ぎなしで移動できるようにします。これに伴い、北エリアから中エリアへ移動する際の乗り継ぎのために設けている乗り入れポイントを廃止し、北エリアから中エリア内の目的地まで直接利用できるようにします。

なお、北エリア及び中エリアの地域区分は、市の地域区分及び公共交通体系上の区分として引き続き維持します。また、南エリアの利用範囲及び乗り継ぎの取扱いについては、現行の運行方法を継続します。

この見直しは、デマンド型乗合タクシーの地域公共交通ネットワークにおける位置付け及び役割を変更するものではなく、見直し後も、公共交通による移動が困難な地域の生活交通を確保するとともに、鉄道、路線バス及びシャトルバスへの接続を補完する役割を引き続き担います。

デマンド型乗合タクシーは、市民の日常生活に必要な移動を確保する上で不可欠な交通手段であり、市の財政負担のみで運行を継続することは困難です。このため、運行区域及び利用方法の見直し後も、地域公共交通確保維持事業を活用し、その運行を確保・維持する必要があります。

また、この見直しに伴う事業の実施主体及び道路運送法上の許可区分の変更はなく、現行の実施主体及び許可区分により運行を継続します。